

東大和市立図書館視聴覚資料収集及び除籍方針

令和3年3月31日中央図書館長決裁

(目的)

- 1 この方針は、東大和市立図書館資料収集及び除籍方針（令和2年3月26日中央図書館長決裁）（以下「当市資料収集及び除籍方針」という。）に基づき、市民の視聴覚資料（以下「資料」という。）への幅広い要望に応え、資料を適切に収集し、維持・管理するために必要な事項について定めることを目的とする。

(収集方針)

- 2 東大和市立図書館（以下「市立図書館」という。）は資料を収集するにあたり、次の事項を考慮する。
 - (1) 多種多様な分野の作品を収集する。
 - (2) 利用者の要望を把握し、流行や話題性にすぐれた作品を収集する。
 - (3) 正規職員全員が選定に参加する。
 - (4) アルバムを中心に購入する。
 - (5) 利用者からの未所蔵リクエストは受けしない。
 - (6) 寄贈資料については、上記項目を勘案のうえ積極的に受入れる。

(収集分野)

- 3 資料の収集分野については、以下のとおりとする。
 - (1) クラシック
交響曲／管弦楽曲／協奏曲／器楽曲・室内楽曲／オペラ・歌曲／宗教曲／練習曲／その他
 - (2) 朗読
日本の文学作品／外国の文学作品／その他
 - (3) その他
邦楽／日本の民謡／話芸／外国の民俗音楽／教材・実用／イージー・リスニング／映画・ドラマ音楽／マインドミュージック／合奏・合唱／童謡・唱歌・アニメ／クリスマス／その他
 - (4) 日本のポピュラー
 - (5) 海外のポピュラー
 - (6) ジャズ&フュージョン
 - (7) その他市立図書館にとって必要な分野の資料

(収集対象外資料)

4 当市資料収集及び除籍方針第4項3号に規定する映像資料。

(資料の除籍)

5 資料を除籍する場合は、次に掲げる項目を対象として行う。

(1) 汚損・破損資料

(ア) ディスク等が破損して物理的に再生できないもの。

(イ) 再生機で音声再生できないもの。

(ウ) 音のトラブルが著しいもの。

(2) 亡失資料

当市資料収集及び除籍方針第5項2号を準用する。

(3) 不用資料

受入後5年以上経過し、利用頻度が少ないもの。

(4) その他中央館長が必要と認めた資料。

(除籍・その他事項)

6 資料の除籍の関連事項や手続きについて以下のとおりとする。

(1) 除籍しない資料

東大和市に関連する資料。

(2) 除籍資料の買い替え

汚損・破損で除籍する資料については、今後も利用が見込まれるものは買い替えを検討する。

(3) 資料除籍の基準

上記第5項の詳細については、別途基準を設ける。

(4) 引抜き

除籍資料の引抜きについては、上記第5項を考慮する。

(5) 除籍の決定及び除籍後の資料の取り扱いについては、当市資料収集及び除籍方針第6項及び第7項を準用する。

附則

I この方針は、令和3年4月1日から施行する。

II 東大和市立図書館視聴覚資料除籍基準は廃止する。